

第12章 施設配置・動線計画

第1節 施設配置・動線計画の基本方針	12-1
1. 施設配置計画検討の前提条件	12-1
1-1. 配置を計画する施設等	12-1
1-1-1. 全体計画	12-1
1-1-2. 新清掃工場構成施設の諸元	12-3
1-1-2-1. 焼却施設	12-3
1-1-2-2. 破碎施設	12-4
1-1-2-3. 開閉所	12-5
1-1-2-4. 管理棟	12-6
1-1-2-5. 計量棟	12-7
1-1-2-6. 駐車場	12-7
1-1-2-7. 雨水調整池	12-7
1-1-2-8. 緩衝緑地	12-8
1-1-2-9. 場内道路（ごみ搬入出用道路、管理用道路及び一般車両用道路）	12-9
1-2. 施設配置の検討条件	12-10
1-2-1. 基本条件	12-10
1-2-1-1. 各処理施設の位置	12-10
1-2-1-2. 緑化方針	12-10
1-2-1-3. 各処理施設施設の分棟配置	12-10
1-2-2. 個別施設等における基本方針	12-11
1-2-2-1. 焼却施設	12-11
1-2-2-2. 破碎施設	12-12
1-2-2-3. 雨水調整池	12-12
1-2-2-4. 敷地進入出道路（ごみ搬入出用道路）	12-12
1-2-2-5. 敷地進入出道路（一般車両用道路）	12-12
1-2-3. 基本方針を踏まえた基本的な空間計画	12-13
第2節 施設配置計画の検討	12-14
1. モデル案	12-14

第 1 節 施設配置・動線計画の基本方針

1. 施設配置計画検討の前提条件

1-1. 配置を計画する施設等

1-1-1. 全体計画

新清掃工場は、ごみの適正処理を基本機能として、複数の施設から構成されます。新清掃工場を構成する施設等を表 12-1 に示します。新清掃工場を構成する施設は、ごみ処理関連施設として、ごみ焼却施設、破碎処理施設、付帯設備として、管理棟、計量棟、駐車場、雨水調整池等となります。また、道路としては、ごみ搬入出用道路、管理用道路、一般車両用道路等が整備されます。

これらの施設等の面積は、今後、本事業の設計、施工を行う事業者により決定されますが、ここでは、標準的又は最大の建築面積等の仕様を既存事例等から設定し、施設配置計画に用います。

表 1 2-1 新清掃工場の構成

構成施設	諸元	施設規模等	概要
焼却施設		600t/日 (300t/日 × 2 炉)	高効率発電 (13.5 千 kW) ごみピット (17,000m ³) 煙突 (100m、独立)
破碎施設		剪断ライン : 80t/日 回転破碎ライン : 50t/日 合計 : 130t/日	剪断破碎ライン : 2 系列 回転破碎ライン : 1 系列
管理棟		約 2,000m ²	事務室・会議室等・衛生関係施設 (休憩室・食堂・洗面所・更衣室・洗濯設備・乾燥設備・トイレ・入浴設備) 他
計量棟		搬入用計量機 : 3 台 搬出用計量機 : 1 台	管理職員居室 計量機
駐車場		職員用 : 100 台 外来用 : 100 台 (普通車) : 4 台 (大型バス用)	
雨水調整池		約 8,200m ³	流出抑制施設 (雨水貯留池等) の設置基準に準拠
緩衝緑地		敷地外周に概ね幅 10m 以上の緑地帯	開発許可基準を準用
場内道路 (ごみ搬入出用道路)		収集車両用 : 1 車線 市民持込車両用 : 1 車線 滞留エリア	一方通行、平面交差禁止 灰搬出車輛利用 車道上に停車しても側方通過できる幅員

表 1 2-1 新清掃工場の構成

構成施設	諸元	施設規模等	概要
場内道路 (管理用道路)		薬品等資材搬入用 1 車線 機械搬入出車駐車スペース 大型クレーン車作業スペース	各処理施設への寄り付き確保
場内道路 (一般車両用道路)		職員・来場者用	ごみ搬入出用道路や管理用道路との交差を回避

1-1-2. 新清掃工場構成施設の諸元

ここでは、施設配置計画を検討するために、新清掃工場を構成する各施設等の面積等を設定しました。

1-1-2-1. 焼却施設

焼却施設の面積については、今後、本事業の設計、施工を行う事業者により決定されますが、ここでは、最大程度の建築面積を既存事例等から設定しました。

焼却施設の施設規模と建築面積の関係を把握するため、廃棄物年鑑（2016年版）に記載のストーカ式焼却炉のうち、1炉300t/日以上且つ施設規模500t/日以上の焼却施設とし、更に、建築面積に関係する主な要因として灰溶融施設の有無が考えられるため、焼却施設の処理方式と同じ灰溶融施設なしの条件を満たす施設を抽出すると、表12-2に示すとおり34施設が該当します。

焼却施設は高効率ごみ発電を計画していることから高温高压ボイラを採用しました。この結果、参考となる施設は、34施設のうち、4件（いずれも施設規模が900t/日）となります。

表12-2 対象施設一覧（同規模施設（灰溶融施設なし））

No	自治体名	施設名	施設規模 (t/日)	炉数 (炉)	工場棟寸法				高温高压 ボイラ採用
					幅(m)	長さ(m)	高さ(m)	面積(m ²)	
1.	仙台市	今泉工場	600	3	65.0	116.5	30.3	7,048	
2.	東京二十三区清掃一部事務組合	目黒清掃工場	600	2	56.0	125.0	27.6	7,149	
3.	東京二十三区清掃一部事務組合	江戸川清掃工場	600	2	72.0	130.0	28.0	9,797	
4.	川崎市	浮島処理センター	900	3	84.0	122.0	34.5	10,500	
6.	静岡市	沼上清掃工場	600	3	-	-	-	8,448	
7.	京都市	南部クリーンセンター	600	2	76.5	124.0	39.3	9,893	
8.	福岡市	南部清掃工場	600	2	67.0	116.5	33.4	7,790	
9.	大阪市	平野工場	900	2	80.5	134.0	47.5	15,153	◆
10.	札幌市	駒岡清掃工場	600	2	73.0	104.5	36.6	6,364	
11.	東京二十三区清掃一部事務組合	大田清掃工場第一工場	600	3	70.0	123.3	33.8	8,407	
12.	東京二十三区清掃一部事務組合	新江東清掃工場	1800	3	125.0	177.9	50.0	26,862	
13.	横須賀市	南処理工場	600	3	80.0	97.0	31.0	6,168	
14.	名古屋市	猪子石工場	600	2	65.3	105.0	37.7	8,311	
15.	大阪市	住之江工場	600	2	70.0	100.0	35.0	7,164	
16.	大阪市	西淀工場	600	2	76.0	111.0	40.6	8,022	
17.	東大阪市清掃施設組合	第3工場	600	3	42.0	92.2	33.2	4,369	
18.	北九州市	皇后崎工場	810	3	80.5	106.5	38.1	9,408	
19.	福岡市	西部清掃工場	750	3	84.0	120.0	46.8	10,646	
20.	札幌市	発寒清掃工場	600	2	60.0	100.5	36.1	6,030	
21.	川崎市	堤根処理センター	600	2	48.0	95.4	29.0	4,579	
22.	大阪市	八尾工場	600	2	59.0	113.0	33.6	6,667	
23.	市川市	クリーンセンター	600	3	60.0	120.0	38.9	8,146	
24.	東京二十三区清掃一部事務組合	千歳清掃工場	600	1	-	-	31.0	5,153	
25.	名古屋市	南陽工場	1500	3	110.0	183.0	34.0	19,760	
26.	神戸市	苅藻島クリーンセンター	600	3	59.1	112.5	39.3	8,217	
27.	株式会社福岡クリーンエナジー	福岡クリーンエナジー東部工場	900	3	102.4	130.0	46.4	13,172	◆
28.	仙台市	葛岡工場	600	2	74.0	113.0	31.0	8,334	
29.	大阪市	鶴見工場	600	2	68.0	111.0	36.0	7,502	
30.	大阪市	舞洲工場	900	2	84.0	190.5	45.0	16,798	◆
31.	東大阪市清掃施設組合	第4工場	600	2	61.5	85.0	30.0	5,375	
32.	豊中市・伊丹市	豊中市・伊丹市クリーンランド	675	3	58.4	67.9	28.0	4,314	
33.	福岡市	臨海工場	900	3	138.5	139.5	47.7	16,029	◆
34.	熊本市	東部環境工場	600	2	70.0	105.5	37.1	7,537	

◆ 高温高压ボイラ採用施設
 建屋寸法を参考とした施設

図 12-1 は施設規模と建築面積の関係を表したのですが、高温高压ボイラ採用の 4 施設を除く全国 30 件の統計によると、建築面積は施設規模 600t/日が約 7,050m²、施設規模 900 t/日が約 11,700m²です。同じ施設規模 900t/日でも高温高压ボイラを採用している 4 施設の平均的な建築面積が約 15,300m²であることを考えると、高温高压ボイラの採用に伴い、従来よりも約 1.3 倍広い面積が必要になると考えます。そのため、焼却施設（施設規模 600 t/日）の建築面積は、統計上の建築面積（約 7,050m²）の約 1.3 倍となる約 9,250m²以上が必要になり、全国と同規模施設の中で建築面積が最も広い施設に近似します。

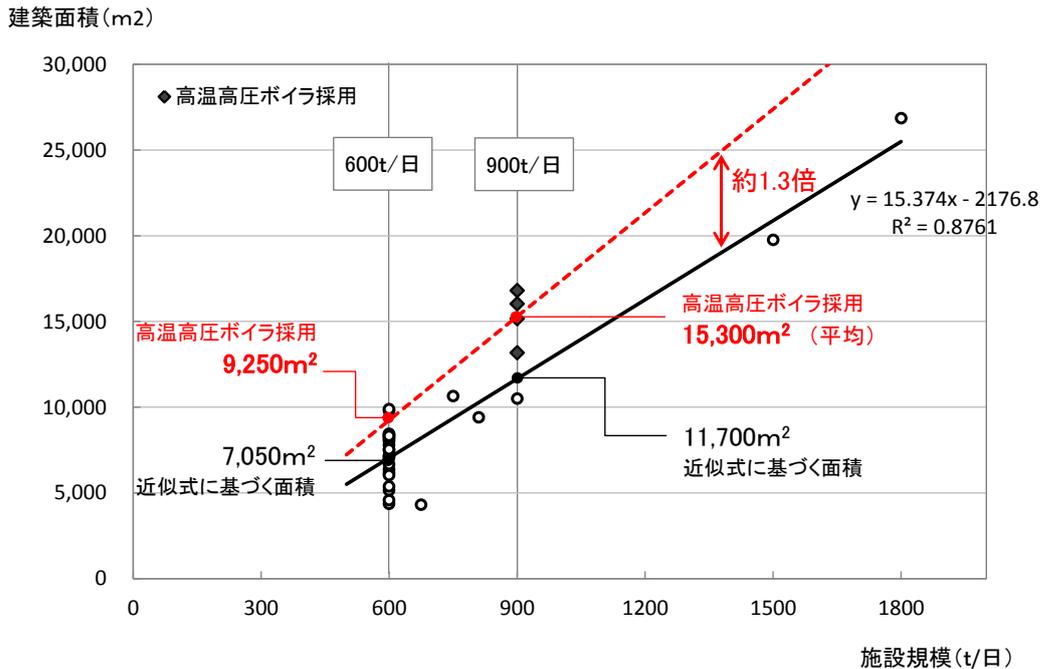


図 1 2 - 1 焼却施設の施設規模と建築面積の関係

以上のことから、焼却施設の建築面積については全国と同規模施設の中で建築面積が最も広い施設を参考とし、寸法（幅、長さ、高さ）について、以下のとおり設定します。なお、ここで設定した面積は、今後、事業者の提案等により変動することがあります。

○焼却施設の建築面積	: 10,000m ² (幅 80m × 長さ 125m)
○焼却施設の高さ	: 40m

1-1-2-2. 破碎施設

破碎施設は、不燃ごみや粗大ごみを破碎選別する施設であり、各都市の分別区分や最終処分場の有無等により、それぞれの処理対象物に応じて独自の処理ラインを設定しています。このため、他都市の事例を参考とすることが困難です。

一方、駒岡清掃工場では、昭和 61 年から場内に駒岡破碎工場が稼働しており、ここでは、受け入れる対象物の特性に応じた処理システムが構築されています。新清掃工場においても破碎処理対

象物は既存施設と同様とすることから、基本的には、既存施設を参考としつつ破碎施設の標準的な面積を検討することが可能といえます。

なお、破碎施設では、処理対象物の量が駒岡破碎工場とは異なります。また、家電リサイクル法（平成 13 年度本格施行）の効果やライフスタイル等の変化に伴い処理対象物の性状も変化しています。このような要因を考慮し、破碎施設における建築面積を表 12-3 のとおり算定しました。

表 1 2-3 破碎施設の建築面積の算定

施設	駒岡破碎工場	新破碎工場
処理能力 (剪断破碎設備)	150t/日 (75t/日 × 2 基)	80t/日 (40t/日 × 2 基)
処理能力 (回転破碎設備)	50t/日 高速回転破碎機⇒磁選機⇒ ふるい選別⇒アルミ選別	50t/日 低速二軸破碎機⇒高速回転破碎機⇒磁選 機⇒粒度選別⇒アルミ選別
機械棟建築面積	約 2,700m ²	約 2,000m ² 剪断破碎設備の能力が半減するが、回転 破碎設備の付帯設備が増えることから、 全体としては、75%程度の縮減。
プラットホーム	約 5,000m ²	約 5,000m ² プラットホーム面積は現有施設と同様と する。
建築面積	約 7,700m ²	約 7,000m ² (幅 70m × 長さ 100m)

○破碎施設の建築面積：7,000m² (幅 70m × 長さ 100m)

1-1-2-3. 開閉所

新清掃工場では、焼却施設において高効率発電を行うことから、特別高圧 (66kV) による系統連係を行います。引き込みは敷地内にて電力会社との責任分岐点を設け、ここに開閉所を設置します。

開閉所については、開放型・密閉型とキュービクル型がありますが、受電設備容量が 4,000kVA を超えることから、開放型・密閉型となります。

開閉所は、屋外設置と屋内設置が選択できますが、それぞれのメリットは、以下のとおりとなります。

【屋外設置のメリット】

- ・ 15 年から 20 年の間隔で大型のトランス等を入れ替える必要があり、更新工事が容易にできる。
- ・ 焼却施設の面積を節約できる。

【屋内設置のメリット】

- ・ 敷地制約が少ない
- ・ 類似事例では電力会社からの屋外設置の要請等はなく、屋内設置が多い
- ・ 積雪、虫、動物等対策が容易である。

- ・天候に左右されず、極寒期等でも点検・整備が容易にできる。

以上を踏まえ、開閉所は極寒期等でも整備及び復旧が容易である屋内設置とします。また、大型トランス等の更新や整備が容易になるよう、機器配置および開口部等を適切に検討することとします。受電設備構成は図 12-2 のとおりです。

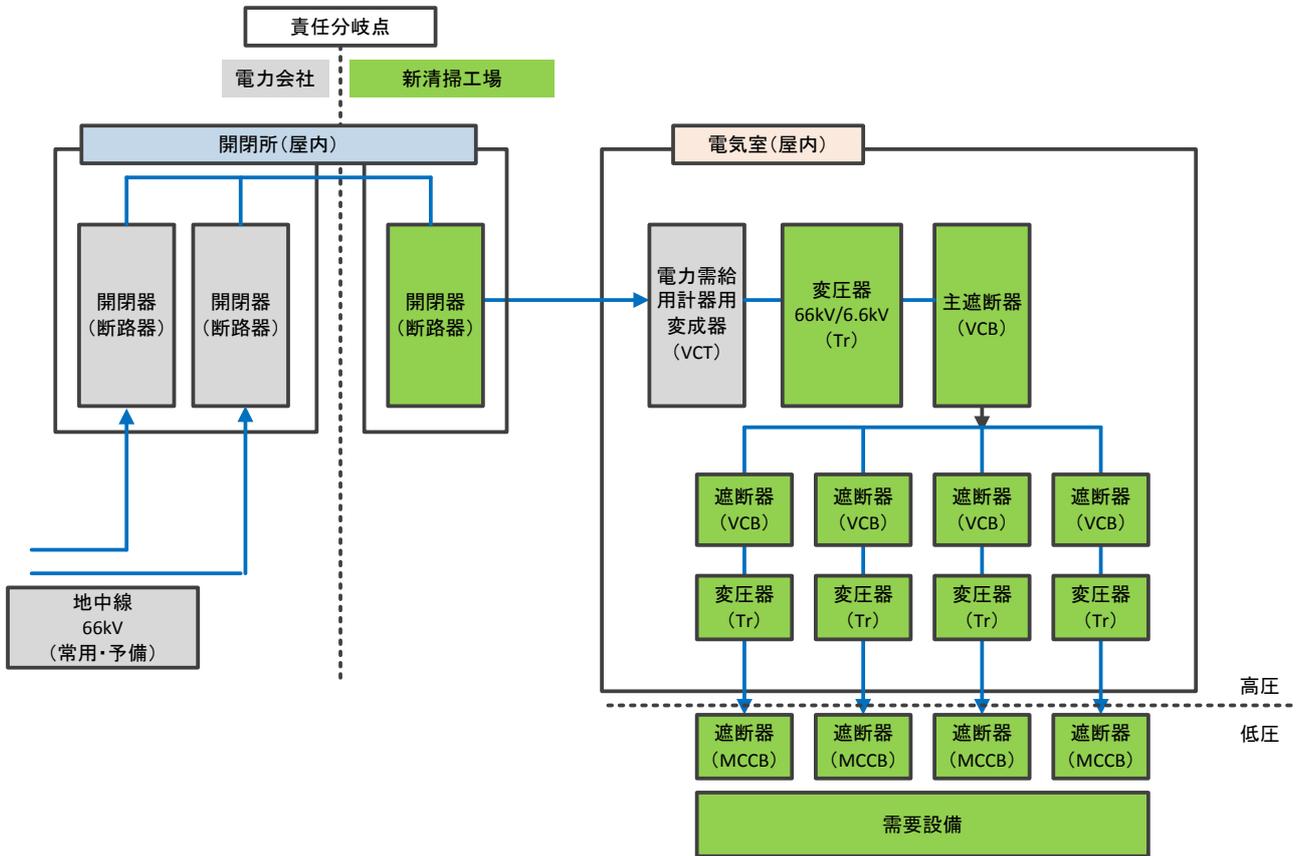


図 1 2-2 新清掃工場における受電設備構成例

1-1-2-4. 管理棟

清掃工場の運営管理体制は、施設管理員（来場者対応を含む）、焼却施設運転員、破碎施設運転員により構成されます。管理棟は、施設管理員及び施設運転員に必要な衛生関連施設のほか、環境学習用の施設が必要となります。

想定される施設は以下のとおり（清掃事業における安全管理要綱より抜粋（基発 123 号、平成 5 年 3 月 2 日）

- 事務室
- 会議室
- 休憩室（男女別）
- 食堂
- 洗面所
- 洗濯設備・乾燥設備

- トイレ（男女別）
- 入浴設備（男女別）

駒岡清掃工場の管理棟の延べ床面積が 2249.68m² であるため、新清掃工場の管理棟については、現状と同等規模の管理棟を整備します。（延べ床面積：2,000m²）

また、管理棟は、焼却施設等と合棟とする事例も多くみられますが、管理棟は、新清掃工場として 2 つの処理施設の総合管理を行うための中核施設となること、動線上の自由度を確保しておく等の理由から、ここでは、分棟として計画します。

1-1-2-5. 計量棟

計量棟は、新清掃工場の機能上の入口であり、2 つの処理施設全般のごみ搬入量を把握するための施設となります。計量棟の必要面積を検討するために、ごみ搬入車両ごとの計量管理システムを図 12-3 のとおりとします。

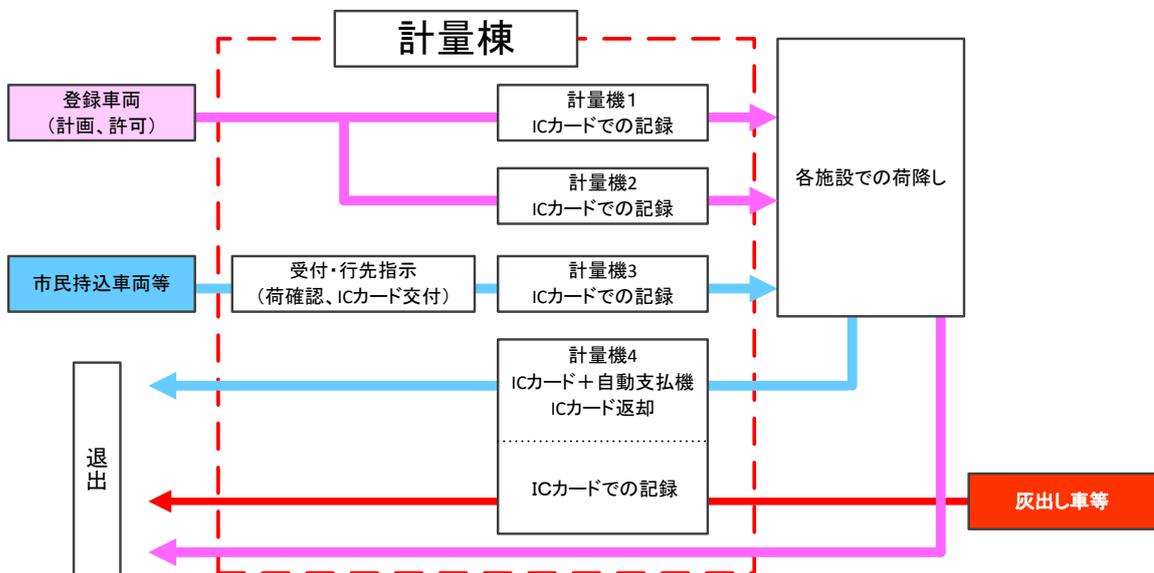


図 1 2-3 ごみ搬入車両ごとの計量管理システム

以上から、計量棟では、市民持込車両に対して受付等を行う管理室と、搬入・搬出で合計 4 台の計量機を備えるものとします。これに必要な建築面積は、300m²（幅 25m×長さ 12m、計量機は 30t スケールとする）となります。

1-1-2-6. 駐車場

駐車場については、各処理施設や動線の位置を定めた後に適切な規模で配置します。

1-1-2-7. 雨水調整池

一定規模以上の事業用地を開発する場合には、開発に伴い増加する雨水流出を抑制し、災害等の防止を図る必要があります。

本市では、3,000 m² 以上の土地に設置される施設のうち、当該土地の面積の半分以上が屋根又は舗装等に覆われ、雨水を公共下水道に排除する場合、「札幌市雨水流出抑制に関する指導要綱」に

基づいて雨水調整池の容量等を算定する必要があります。また、雨水を公共用水域等に放流する場合は、市街化区域では 1,000m² 以上の開発、市街化調整区域では全ての開発行為について、都市計画法による開発許可基準に従って雨水調整池の検討を行う必要があります。

事業用地は、市街化調整区域において 8 ha 程度の開発を行うものであり、また、公共下水道については、汚水管のみの整備であり、雨水については、公共用水域に放流することになります。このため、雨水調整池は、開発許可基準に従って計画します。

開発許可基準としては、「都市計画法による開発行為の手引き」（平成 25 年 3 月、札幌市都市局）に準拠することが必要となります。「同手引き第 10 章 技術基準一般」においては、「第 8 節 流出抑制施設等」に雨水調整池の設置規定が記載されており、これによると、放流先の河川管理者と十分に協議を行い、河川管理者が取りまとめている設置基準に従い、基本的には放流先河川の放流許可量等を測定し、必要な容量計算を行うこととします。なお、その際、既存の開発エリアにおける雨水調整方法との整合等に配慮します。

事業用地は、平成 2 年度に採土場として開発するために森林法に基づく林地開発許可を得ています。この許可によると、雨水調整池については、約 2,000m³ の調整容量とすることとされています。ただし、調整容量計算の前提となる降雨強度が現在の許可基準とは異なること、放流先の精進川の流下能力が河川改修等により変更されていること等を踏まえ、本事業による雨水調整池容量については、測量調査等を踏まえた敷地造成計画等による河川管理部局との協議を行い決定します。

現時点では、雨水調整池の諸元について流出抑制施設（雨水貯留池等）の設置基準（H24. 4. 1 改定）による概略計算から以下のとおり設定します。これにより、雨水調整池に必要な面積として、約 2,000m² を見込む計画とします。

【雨水調整池諸元】

- ・ 雨水調整を行なう開発面積：8.23ha
- ・ 概略調整容量：約 8,200m³（流出抑制施設（雨水貯留池等）の設置基準（H24. 4. 1 改定）による概略計算）
- ・ 調整池有効深さ：4 m（構造をコンクリート造とします）
- ・ 必要面積：約 2,000m²（8,200m³ ÷ 4m = 2,050m² ≒ 2,000m²）

1-1-2-8. 緩衝緑地

「都市計画法による開発行為の手引き 第 10 章 技術基準一般」（平成 25 年 3 月、札幌市都市局）においては、「第 10 節 緩衝帯」により、騒音、振動等による環境の悪化をもたらす恐れのある 1ha 以上の開発行為については、公害対策のために緩衝帯を設置することとされています。また、「第 9 節 樹木の保存及び表土の保全」では、開発行為の規模が 1 ha 以上の場合は、高さが 10m 以上の健全な樹木及び高さが 5m 以上でかつ面積が 300m² 以上の健全な樹木の集団樹木を公園、緑地等として配置することとされています。

新清掃工場は、これに規定される開発行為には該当しませんが、環境保全を図ることを目的に、可能な限り同手引きに準ずることとし、緩衝緑地や保全緑地等を確保します。

1-1-2-9. 場内道路（ごみ搬入出用道路、管理用道路及び一般車両用道路）

場内道路については、表 12-4 に示す諸元により配置します。

表 12-4 場内道路の諸元

道路	諸元	幅員構成	解説
ごみ搬入出用道路		車線幅員は3m以上とするが、適時、待避スペース、除雪スペースの確保を行う	基本的に一方通行とし、平面での交差は禁止とする 停車車両迂回スペース（3m）を確保する 各処理施設への搬入路は、状況に応じて立体交差方式でも良いものとする
管理用道路		同上を基本とするが、大型クレーン車の通行及び作業がごみの搬入出に支障が生じないこととする	各施設側面に大型クレーン車（アウトリガー付）の設置スペースを確保 工事中の側方通過が可能となること 資材搬入車両（10t ロング等）の駐車スペースの確保
一般車両用道路		車線幅員は3m以上とするが、適時、除雪スペースの確保を行う	他の動線と原則として分離する 対面通行とする

1-2. 施設配置の検討条件

1-2-1. 基本条件

新清掃工場の施設配置を検討するうえで、基本となる条件は、以下のとおりです。これらは、周辺地域への配慮、利用者利便性の確保等の観点から設定しました。

1-2-1-1. 各処理施設の位置

新清掃工場において整備される 2 つの施設については、騒音、振動及び臭気対策並びに良好な景観の確保の観点から、用地南側及び東側に分布する住宅地から出来るだけ距離を確保します。特に焼却施設は大型の建築物であり、工場としての威圧感を和らげることができるよう配置上の工夫を行います。また、煙突についても敷地北側への設置を原則とします。

1-2-1-2. 緑化方針

新清掃工場については、周辺環境との調和に配慮し、緑化を積極的に進めます。緑化は、基本的な方針として敷地外周に可能な範囲で 10m 程度の幅を持つ緩衝緑地帯を設置します。また、緩衝緑地帯については、監視カメラや街灯の設置、侵入防止用フェンスの設置等により防犯上の配慮を行います。

1-2-1-3. 各処理施設配置の分棟配置

新清掃工場は、管理棟を含め、大きくは 3 つの建築物から構成されます。これらの建築物の配置については、それぞれを独立させて設置する分棟方式と必要に応じて同じ建築物内に整備する合棟方式が考えられます。

合棟方式及び分棟方式の特徴比較は、表 12-5 のとおりとなります。この比較では、合棟、分棟ともメリット、デメリットが同様にあることとなりますが、新清掃工場では、複数の処理施設が整備されることから、処理施設によって耐久性や更新時期が異なることを考慮すると、長期的には、分棟方式がより有利と考えます。

表 1 2-5 合棟方式と分棟方式の特徴比較

区分 道路	合棟方式	分棟方式
利用者にとっての利便性	各処理施設への移動が建屋内となることから、案内板や誘導員による誘導が必要。	車両動線により目的施設を明確に示すことができるので、迷う恐れは少ない。
評価	△	○
管理面からの利便性	作業動線がコンパクトに纏まることから、利便性が高い。	各処理施設が離れることから、施設間の移動動線が屋外となるため、降雪期などは不便である。
評価	○	△
補修時の利便性	同一建物内に異なる処理施設が混在することから、補修時の利便性は低い。	処理施設ごとに最適な補修期間や補修動線が確保できることから、利便性は高い。
評価	△	○
コスト	合棟により共有できる構造体が生じることから、基本的には経済的である。	構造体の数量は増えるが、それぞれの施設に応じた構造とすることが出来るので、工夫によっては、コスト増とはならない。
評価	○	○
敷地の有効利用	合棟により総建築面積は縮減するため、敷地は有効に活用できる。	各処理施設が敷地内に点在し、それぞれに搬入出道路を整備する必要があることから、敷地利用には重複性が生じる。
評価	○	△
管理体制	同一建屋内での管理体制を構築できることから、人員削減等の効果が期待できる。	基本的には、処理施設ごとの管理体制が必要となる。
評価	○	△
長期的な施設更新	一体的な建築物内で異なる耐久性の施設が混在することから、的確かつ経済的な施設更新は出来ない可能性が高い。	処理施設ごとに更新計画を進めることが可能であり、効率的かつ永続的な適正処理の確保が可能である。
評価	△	○

1-2-2. 個別施設等における基本方針

新清掃工場を構成する主な個別施設の施設配置に係る基本方針は、以下のとおりです。

1-2-2-1. 焼却施設

焼却施設は、新清掃工場の中でも最も大型の施設であり、威圧感もあることから、出来るだけ、住宅地からは離れた位置に配置します。また、煙突については、高さを 100m としており、構造的に建築物と一体的な配置は困難であることから、独立煙突とし、出来るだけ北側に配置します。なお、その際、出来るだけ、焼却施設本体に近接させます。

1-2-2-2. 破碎施設

破碎施設は、騒音、振動、臭気の発生が生じうる施設であり、また破碎機での爆発等のトラブルも想定しておくことが必要です。このため、住宅地に近い南側への配置は回避し、出来るだけ北側に配置します。また、可燃性破碎物の移送等において焼却施設との連携性が強いいため、焼却施設に隣接させます。

1-2-2-3. 雨水調整池

雨水排水は、自然流下で雨水調整地に集水し、更に雨水調整地から自然流下で放流することが基本原則です。事業用地は、南北方向へ緩やかに傾斜した地形であることから、雨水調整池の設置場所は事業用地の北側が適当と考えられます。北東側は、放流先である精進川に近接する利点がありますが、当該エリアは盛土で造成されていることから、堅牢な基礎地盤の確保が困難となる可能性があります。一方、地盤がより堅牢と考えられる北西側は、精進川からは離れますが、近接する市道に設置されている雨水排除のための暗渠管の断面が十分に大きく、かつ暗渠管と精進川の合流点もより下流となり精進川への負荷も軽減できると考えられます。こうした基本原則と地形特性から、雨水調整池の設置場所は事業用地の北西側隅部とします。ただし、今後実施する敷地造成設計によりさらに詳細に検討する予定です。

1-2-2-4. 敷地進入出道路（ごみ搬入出用道路）

ごみの搬入出を行う動線は、敷地南側、東側の住宅地への配慮や通学路での安全確保の観点から、敷地北側に位置する駒岡資源選別センターの敷地内を通行させます。一方、駒岡資源選別センターは、新清掃工場が竣工した後も継続して稼働する予定であることから、新清掃工場利用車両が駒岡資源選別センター付近で渋滞を起こさないよう、事業用地内に十分な滞留スペースを確保します。

1-2-2-5. 敷地進入出道路（一般車両用道路）

一般車両用道路は、ごみ搬入出車用動線とは完全に分離します。このため、出入口は、敷地西側を利用し、地盤高が造成敷地と同程度となる位置に設置します。

1-2-3. 基本方針を踏まえた基本的な空間計画

新清掃工場内施設配置に係る基本方針を踏まえた空間計画を図 12-4 に示します。なお、雨水調整池については、今後、測量成果及び地質調査成果を得たうえで河川管理部局との協議等を行い、最適な容量を設定します。

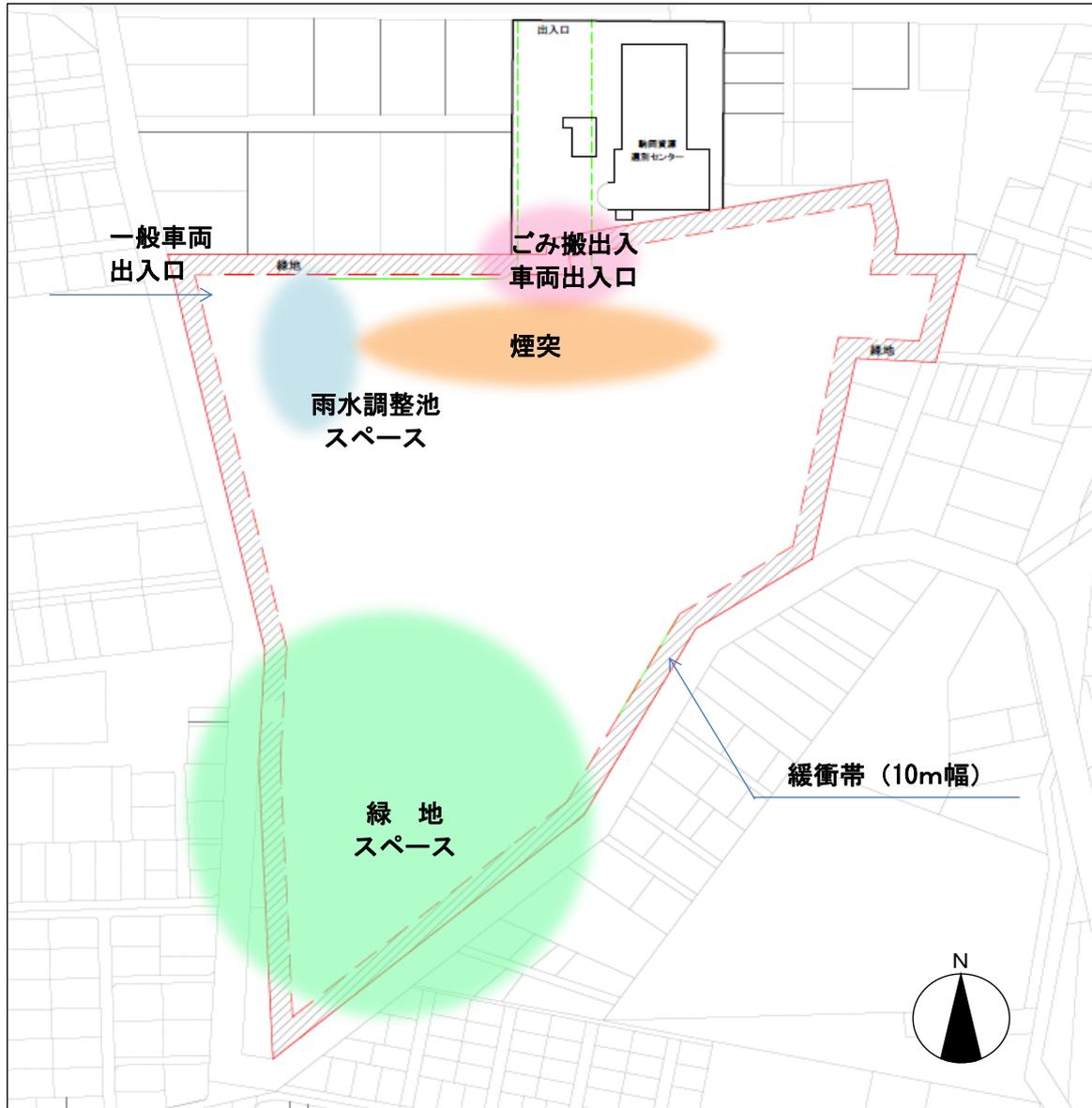


図 1 2-4 基本条件を踏まえた空間計画

第2節 施設配置計画の検討

1. モデル案

施設配置のモデル案については、基本的には、分棟方式の採用を中心に検討します。

分棟方式による施設配置例を図 12-5 に示します。施設配置における基本的な考え方は、以下のとおりです。

【施設配置における基本的な考え方】

1. 公道からの敷地搬入出道路は、公道と敷地に8m程度の高低差があることから高架方式等を検討します。
2. 一般車両は、西側公道からの進入とします。
3. 場内道路は、基本的に時計回りの一方通行とします。
4. 敷地搬入出道路での滞留は回避することとし、敷地内に滞留スペース及び車両待機場所を確保します。
5. 破碎施設で生じた可燃性破碎残渣は、コンベヤ等で焼却施設に移送されるため、焼却施設と破碎施設は隣接させます。
6. 煙突を出来るだけ北側に配置します。
7. 各処理棟は周辺からの威圧感を緩和するため出来るだけ北側に寄せるとともに、管理棟は南側に配置します。

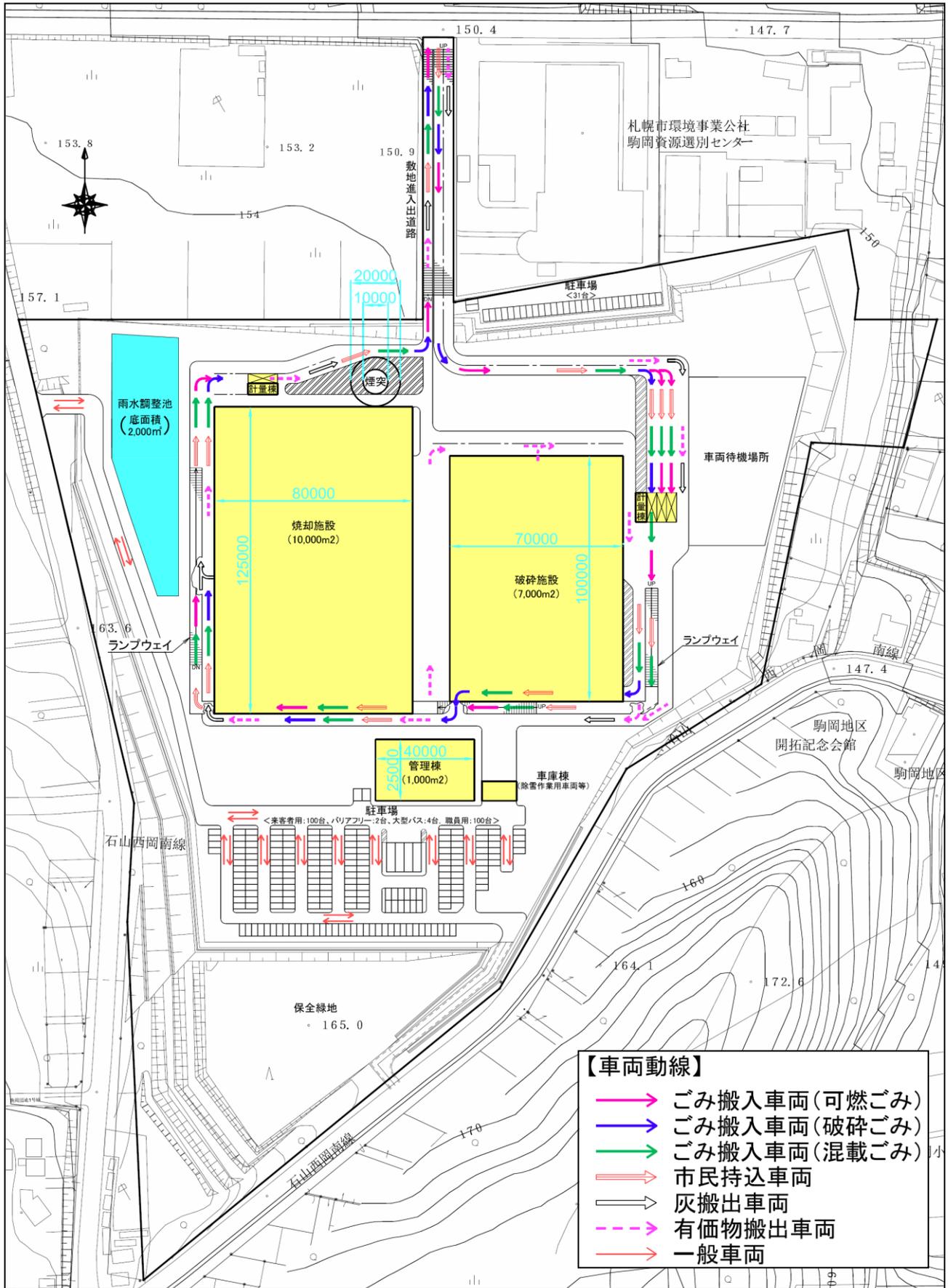


図12-5 分棟方式による施設配置例